

■ 居宅介護サービスの支給限度基準額について

介護保険で居宅サービスを利用した場合には、要介護度の区分により、1 カ月あたりの支給限度基準額が決められています。以下の支給限度額を超えてサービスを利用した場合には、その超えた分については全額自己負担となります。

<標準的な1カ月の支給限度基準額は以下の通りです。>

要介護度	支給限度額（介護保険で利用できる限度額）
要支援 1	50,030 円
要支援 2	104,730 円
要介護 1	166,920 円
要介護 2	196,160 円
要介護 3	269,310 円
要介護 4	308,060 円
要介護 5	360,650 円

<参考例>

「要介護 1」「負担割合 1」の認定を受けている方が1カ月に20万円分の介護サービス（デイサービスや訪問介護等）を利用した場合。

- ① 介護サービス費の利用分 200,000 円
- ② 要介護 1 の利用限度額 166,920 円
- ③ 利用者の負担額 16,692 円 (166,920 円の 1 割分の額)
- ④ 限度を超えた分 33,080 円 ((①200,000 円 - ②166,920 円)
- ⑤ 1 割分 + 限度を超えた分 = ③ + ④ = 49,772 円 <利用者の自己負担額>